

# 青色かながわ

発行所  
**一般社団法人神奈川青色申告会**  
 横浜市神奈川区西神奈川  
 1-9-3 グレース竹和武番館3階  
 TEL 045-577-0615  
 FAX 045-577-0618  
 URL: <https://kanagawa-aoi.ro.com/>



## 9月1日より **記帳確認指導会** を開催いたします！

記帳確認指導会では、日々の記帳や集計表・合計残高試算表・減価償却計算書などが適正であるかを確認いたします。確定申告時スムーズに決算申告を行うためには事前準備をしておくことが重要です。確定申告期の混雑時には、記帳指導は行いませんので、この機会に是非お越しください。

特に次に該当する方は必ずお越しください

- 今年初めて青色申告をする方、新規入会者の方
- 今年からブルーリターンA等会計ソフトで記帳をする方
- 新たに10万円以上の資産（車、建物等）を入れ替え又は新たに取得した方
- 確定申告指導会に2回以上ご来所した方
- 合計残高試算表が不一致な方

### \*記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表  
 ※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
2. 過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（令和5年上半期分と令和4年全期分）
5. 経理処理が分からない取引がある場合は、その関係資料（車両購入時の注文書、売上明細書等）
6. インボイス登録申請をする方はマイナンバーカード と暗証番号（英数6桁以上）

### 確定申告時に優先予約が受けたい人 必見！

記帳確認指導会（9月～）と決算準備指導会（12月～）に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることができます。

## インボイス登録申請をした方へ インボイス記帳指導会同時開催

インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請をした方は、原則としてインボイスを含む請求書等と一定の事項を記載した帳簿の保存が必要です。特に今まで免税事業者だった方は記帳方法を始め消費税の申告に向けて事前準備確認をするため是非インボイス記帳指導会にお越しください。また従前から課税事業者の方も課税方式によっては、追加する項目が増えますので、指導会にご参加ください。



令和5年9月30日（注）までに登録申請をしたが、インボイス制度開始日の10月1日に登録通知が届かなかった場合どうしたらいい？

（注）令和5年9月30日は土曜日ですが、10月2日（月）に延長されませんのでご注意ください。



インボイス制度が開始する令和5年10月1日の直前などに登録申請を行った場合、登録の通知が制度開始までにお手元に届かない場合も想定されます。この場合でも令和5年10月1日に遡って登録を受けたものとみなされますので、

- ・事前にインボイスの交付が遅れる旨を取引先に伝え、通知後にインボイスを交付する
  - ・取引先に対して暫定的な請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す
- などの対応が考えられます。なお、事前に暫定的な請求書を交付する場合、その請求書との関連性を明らかにした上でインボイスに不足する記載事項（登録番号等）を通知する対応でも構いません。

着任のごあいさつ



神奈川税務署長

松下 滋春

残暑の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により東京国税局調査第一事前確認審査課長から転任してまいりました松下でございます。前任の上田同様、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

仲戸川会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

貴会におかれましては、誠実な記帳に基づく適正申告の推進及び税知識の普及を基本活動に掲げ、記帳確認や決算準備の指導会などを開催され、日頃から会員の皆様方への指導・啓発に熱心に取り組んでいただいております。これらの会活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことができない大きな役割を果たすものであり、心から敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

また、令和4年分確定申告では、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、青色コーナーの運営をはじめ、税理士会による無料申告相談の受付業務や会員の

皆様のeTaxによる申告など多方面にわたり多大なるご支援とご協力を賜りました。おかげをもちまして無事に確定申告を終了することができました。これもひとえに皆様方のご支援とご協力の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

さて、間もなく本年10月より消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が開始されます。

私どももいたしましては、事業者の皆様が抱える問題意識を丁寧に把握しながら、きめ細かく、寄り添った対応に努めていく所存でございます。インボイス制度の円滑な導入に向けて、引き続き、皆様方と緊密に連携しながら取り組んでまいりますので、制度への理解を含め、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神奈川青色申告会のご発展、会員の皆様方の益々のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

定期人事異動 神奈川税務署 関係職員ご紹介(敬称略)

①出身地 ②趣味等③今年の抱負等

副署長 個人課税担当

佐藤 実花



- ①東京都 ②温泉めぐり
③皆様と忌憚のない意見交換を行いながら、会活動のバックアップに尽力したいと思います。

総務課長

加藤 芳郎



- ①北海道 ②散歩
③昨年に引き続き今年もよろしくお願ひします。

個人課税第1部門 統括官

辻野 圭亮



- ①宮崎県 ②商店街巡り
③区民まつりや各種説明会等、地域に密着した活動を通じて、皆様とともに青色申告の普及を行ってまいりますので、よろしくお願ひします。

個人課税第1部門 指導担当席

菅 由美子



- ①秋田県 ②おいしいお酒とスイーツのお店を探すこと。
③1年間健康に過ごしたいと思います。

Table with columns for Role, New Hire (Name, Previous Post), and Former Hire (Name, Issuance Location). Rows include Chief, Deputy Chief, Legal Representative, Tax Department Chief, and Tax Department Supervisor.

インボイス制度

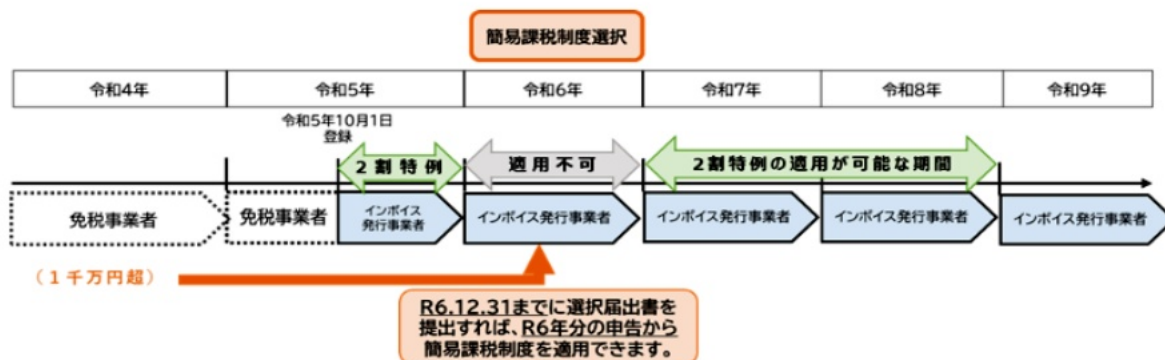
# 簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出について

免税事業者である個人事業者（インボイス制度を機に課税事業者となる方）が令和5年10月1日から登録を受ける場合で令和5年分から簡易課税制度を適用するとき。

※令和3年12月期（基準期間）課税売上高が5,000万円以下の事業者



(例：個人事業者の基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間がある場合)



※従前から課税事業者の方が簡易課税制度を選択を受ける場合は、原則として適用を受けたい課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

### ＜参考＞ 簡易課税制度による消費税額の計算

$$\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額 (仕入税額)}$$

$$\text{課税売上に係る消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業、農林漁業（食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（食料品の譲渡に係る事業を除きます。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

簡易課税制度では課税仕入れ等に係る消費税額は課税売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じて算出します。そのため、実額による仕入れ税額の計算や課税仕入れ等に係る適格請求書等の保存などが不要となり、事務負担の軽減を図ることができます。

## 神奈川県税務署共催 インボイス制度説明会のお知らせ

インボイス制度(消費税の仕組みから知りたい方向け)について下記の通り説明会を開催いたします。

申込方法: お電話で下記の「連絡先」まで事前申込をお願いします。

連絡先: 045-544-0141 内線312 神奈川県税務署 個人課税第1部門

連絡先が税務署になっているので電話をお掛けいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

講師: 神奈川県税務署担当官 定員になり次第締切ります。

ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

開催日	開催時間	定員	会場	申込締切
9月20日(水)	10:00~11:00	15名	神奈川県税務署 2階会議室 港北区大豆戸町528-5	9月15日(金)16時まで または定員になり次第
9月20日(水)	14:00~15:00	15名		

**一般社団法人神奈川青色申告会 親睦日帰りバス旅行**  
**日本100名城「小田原城めぐり」と箱根大涌谷～箱根神社の旅**



日程 令和5年10月3日(火)

旅行代金 会員本人-ご家族等 お一人7,000円 (1会員4名様まで)

申込方法 電話045-577-0615 募集人員 先着80名(バス2台)

お申込後1週間以内に申告会事務局まで旅行代金をご持参ください。 定員になり次第締切と致します。

集合場所 新横浜駅 市営地下鉄3番出口前の広場を予定 集合時間 午前7時30分

バスのお席は旅行当日の受付順になります。(一部スタッフ席とさせていただきます。)

当日の行程

新横浜駅前8:00出発 ⇒⇒<東名高速・SA休憩>⇒⇒大涌谷(大自然を展望)⇒箱根神社(パワースポット参拝散策)⇒⇒13:15季作久(海が一望できる昼食)⇒⇒小田原城天守閣・SAMURAI館・NINJA館(見学体験)⇒ 鈴廣鈴なり市場(お買物)⇒⇒<東名高速 SA休憩>⇒⇒18:30頃 新横浜駅前着

※本行程は階段が多い場所がございますので歩きやすい履き慣れた靴でご参加されることをお勧めします。  
 ※上記の行程は天候、交通機関、その他の都合により変更になる場合もございます。予めご了承ください。

税理士・弁護士による

**無料税務・法律相談会**  
 (毎月第1火曜日)

●日程

税務相談 9月5日(火)  
 10月3日(火)

法律相談 10月3日(火)

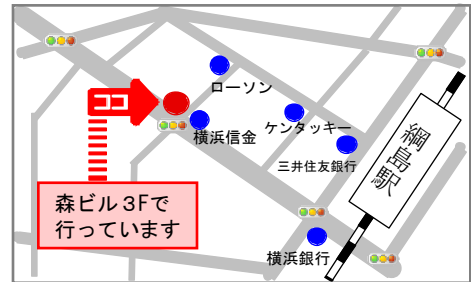
●会場 事務局  
 ●相談受付時間 13時～15時  
 ●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。  
 事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日(月曜日開設)

●開設日 ※9・10月は予約不要です。  
 9月 4日(月)・11日(月)・25日(月)  
 10月 2日(月)・16日(月)・23日(月)  
 30日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時  
 ●電話番号 070-5593-2028  
 (開設日以外はつながりません)



第52回青色学校開催

この度、第52回青色学校を当会事務局にて開催いたしました。  
 7月12日から20日までの全4回の日程で行われ、6名が受講いたしました。複式簿記の初歩、記帳の基本から決算まで、練習問題に沿って具体的な取引について学習いたしました。

青色学校で勉強したことは、今後の事業の記帳に活かしていただけることと思います。

●会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日は

**9月26日(火)**

です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さいますようお願いいたします。  
 なお、規定により既納の会費はお返しできませんのでご了承願います。

